平成25年3月 教育委員会定例会会議録

- 開会の日時
 平成25年3月22日(金) 午前9時30分
- 2 出席委員

三 浦 溥太郎 委員長

齋 藤 道 子 委員長職務代理者

森 武 洋 委員

三 塚 勉 委員

永 妻 和 子 委 員(教育長)

3 出席説明員

 教育総務部長
 渡 辺 大 雄

 教育総務部総務課長
 大 川 佳 久

教育総務部教育政策担当課長 平澤和宏

教育総務部生涯学習課長 原田修二

教育総務部教職員課長 髙 橋 淳 一

学校教育部長 中 山 俊 史 学校教育部教育指導課長 渡 辺 文

学校教育部支援教育課長 小田部 英 仁

学校教育部学校保健課長 藤 井 孝 生

学校教育部スポーツ課長伊藤学中央図書館長小貫朗子

博物館運営課長 稲 森 但

教育研究所長 新 倉 邦 子

地域医療推進課長 惣 田 晃

- 4 傍聴人 1名
- 5 議題及び議事の大要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。
- 教育長報告 前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 25 年 2 月 8 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

初めに、「学校教育賞」についてです。学校教育賞は、本市学校教育の向上発展に寄与あるいは貢献したと認められる個人、グループや団体を表彰し、その取り組みを市内に発信することにより、本市の学校教育の発展振興を図るために、昭和24年度より設けられています。

本年度は、小学校教頭会による、「豊かな人間性と創造性をはぐくむ学校づくり〜教頭力の向上〜」が教育振興賞に選ばれ、2月22日に表彰式を行いました。この作品は、教頭会として、教頭力を向上させ、各学校の学習指導や人材育成に活かせるよう、冊子『「思考力・判断力・表現力の育成を中心とした授業づくりのために」指導・助言のポイント』を独自に開発するなど、その取り組みをまとめたものです。日常の業務に加えて研究論文をまとめることは決して容易いことではありません。小学校教頭会の取り組みを広く発信してまいります。

次に、3月13日に開催しました「平成24年度第3回横須賀美術館評価委員会」についてです。会議では、「横須賀美術館の平成25年度事業計画案」について、報告し、審議いただきました。当該事業計画案は4月に決定する教育総務部の方針と整合を図り、評価委員のご意見を加味・修正した上で、「平成25年度事業計画」として、確定し、これに基づき事業を進めていきたいと考えています。 また、これまで、設置要綱で定めていた「横須賀美術館評価委員会」を、平成25年度から「横須賀美術館運営評価委員会」として条例化すること、平成25年度の評価作業スケジュールについて、報告いたしました。

続きまして、教職員の新規採用の状況についてです。 3月 15 日 (水) に新規採用教職員及び管外採用教職員の説明会を行いました。今年度末に 120 名が退職することもあり、平成 25 年度は 99 名の新規採用者及び 9 名の管外採用者を迎える予定です。多くの問題への対応が求められている学校現場では、経験の浅い教職員の人材育成は喫緊の課題です。学校の教育力が低下しないよう、一人一人が 1 日も早く、一人前の教員へ育成できるよう、努めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

委員長 報告事項(2)を聴取することを宣言。 地域医療推進課長の出席について提案。

(各委員)

異議なし

地域医療推進課長が入場

報告事項(2)『横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則中改正に 伴う教育長の臨時代理による事務について』

(総務課長)

報告事項(2)「横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則中改正に 伴う教育長の臨時代理による事務について」報告いたします。

市立看護専門学校は、学校教育法に規定する専修学校として、平成16年4月 1日に現在のうわまち病院の敷地内に設置したもので、所管は教育委員会となりますが、学校の性格上その管理運営につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則により、健康部に委任しております。

しかしながら、同規則中で議会に付議する議案作成についての意見の申し出 に関する事務、看護学校に関する教育委員会規則の制定及び改廃に関する事務 については、委任の対象から外しております。

これに基づき、本年2月の教育委員会定例会、議案第6号で提出させていただきました、横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出についてですが、看護専門学校に減免規定を設けるため条例を改正することについて本教育委員会でご承認をいただき、現在、市議会定例会に議案として提出しご審議をいただいているところです。そして、市議会における議案の可決後速やかに、「横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則」に減免の基準や申請手続き等の規定を定める必要があるため、教育長の臨時代理の事務により規則改正を行わせていただきたく、規則改正の内容を本日報告させていただきます。

それでは、規則改正の内容についてご説明いたします。お手元の資料1ページをご覧ください。改正いたしますのは、横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則第9条であります。第9条の2として、授業料、入学検定料及び

入学金の減免申請に係る申請書及び添付書類について定めます。

次に、第9条の3において、減免に係る対象者、期間、許可等について、市立学校の授業料等に関する条例施行規則の規定を一部読みかえの上、準用する旨を定めます。

なお、施行日は平成25年4月1日とさせていただきます。

また、市議会定例会で議決をいただき、教育長の臨時代理により事務を行った後には、次回の教育委員会で改めて承認議案として提出をさせていただきます。

以上で、「横須賀市立看護専門学校の管理運営に関する規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(質問なし)

地域医療推進課長が退場

日程第1 議案第16号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に 関する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第16号「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則 中改正について」、ご説明いたします。

本規則は、標準処理期間、申請が到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要する標準的な期間等について定めるものですが、今般、所要の条文整理を行うため改正するものでございます。

改正の内容についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第16号の6ページをご覧ください。改正議案の朱書きとなっております。

個別の標準処理期間を定める別表のうち、3 教育委員会事務局学校教育部に中央図書館、自然人文博物館の記載がございますが、事務分掌上、中央図書館、自然人文博物館については教育総務部に属します。このため、中央図書館、自然人文博物館の項目を削除し、恐れ入りますお戻りいただき5ページをご覧ください。同項目を、2 教育委員会事務局教育総務部へ追加する形で、別表2と3を改めたいと考えております。

なお、この改正については、平成23年4月1日付の組織改正の際に合わせて

行うべきものでしたが、改正時期が延びてしまいました。申し訳ございませんでした。

以上で、「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中 改正について」、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げま す。

(森武委員)

それでは、2点質問させていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、今ご説明があった組織改正に伴って本来やっておくべきものが少し遅れたということなのですが、規則関係というのは、条例規則に関しても相互にいろいろ参照し合ったりいろいろなことをしていて複雑になっていると思います。例えばこの組織が変わった場合に、この条例とこの規則を変えないといけないとか、何かこの規則とこの規則がつながっているとか、そういう関連表のようなものを使って管理されているのか、あるいは、組織が変わった場合に関係するところを全部手作業で規則を当たって改正されているのか、そのあたりについてちょっとお伺いしたいのですけども。

(総務課長)

今、森武委員からありましたけれども、きちんとした関連表みたいなものは、 申し訳ないのですが整備をされておりませんので、ある程度経験があるのはあ るのですけれども、その都度手作業で確認を行っていると思います。

(森武委員)

ただいまのご回答ですけれども、今回の件は、所属がどこに所属するかということで、規則上問題があるかもしれませんけれども、実務上はそれほど恐らく問題はなかったと思うのですが、今後こういうことが、もし規則上まずいということもあり得ると思います。できれば、いきなりそういった関連表を作るというのは難しいかもしれませんが、逐次そういうものを整備していかないと、規則というのはどんどん増えていきますので、そのうちつじつまが合わないことが見過ごされるということもあると思います。ぜひそういう関連表のようなものを作成されることをご検討いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(総務課長)

森武委員のご意見のとおり行いたいと思いますので、どういうことができる か検討させていただきたいと思います。

(森武委員)

もう1点なのですが、今回、中央図書館と自然人文博物館のものが移動したということですけれども、もともとこの表に美術館に関する項目は全くないのですが、それは美術館に関してはこういった標準的な事務に規定するような処理がないのか、あるいは、美術館もまだできてそれほど日が経っていないので、できたときに本来こういうものを規則に追加しておくべきものがちょっと漏れているのか、そのあたりも、今日じゃなくて結構ですので、もしご検討いただいて必要であれば今後追加していただく形でお願いできますでしょうか。

(総務課長)

毎年、この期間については、新しいものがないか見直しをしておりますので、 その際に改めて美術館のほうでも確認してもらうようにいたします。

(森武委員)

お願いいたします。

討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり 可決・確定する。

日程第2 議案第17号『横須賀市教育委員会公印規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第17号「横須賀市教育委員会公印規則中改正について」、説明させていただきます。

この改正は、新たな寸法の公印を加えることと、その他所要の条文整備をするために規則の改正をするものです。

まず、所要の条文整備ですが、議案の5ページをご覧ください。改正議案の 朱書きとなっております。

上段第2条、公印の種類につきましては、現在使用しておりません(2)教育機関専用委員会印を削除し、それ以降を1号ずつ繰り上げます。これにつきましては、以前、体育会館、生涯学習センター、公民館等で専用委員会印を定めておりましたが、体育会館、生涯学習センターについては指定管理者制度の導入に伴い、また公民館はコミュニティセンターとなりその管理運営を市民部

長に委任しているため、現在、教育機関専用委員会印は使用しておりません。 今後も必要がないと思われるため、今般、削除をするものでございます。

次に、新たな寸法の公印を加えることについてですが、6ページをご覧ください。

第3条、公印の名称等の別表に、横須賀市教育委員会教育長之印及び横須賀市教育委員会委員長之印について、縦書き、寸法35ミリメートルの新たな種類を追加いたします。現在、寸法21ミリメートルの上記印はございますが、賞状等への押印には小さく適さないため、新たな寸法の公印を追加するために規則を改正させていただきたいと思います。

なお、施行日は平成25年4月1日でございます。

以上で、「横須賀市教育委員会公印規則中改正について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(森武委員)

一番初めにご説明された教育機関専用委員会の印ということで、今回、使用 予定がないので削除するというお話でしたけれども、別表を見ますともう既に それに該当するところはないので今回削除されてないと思うのですが、この別 表はもう既に削除されていたという理解でよろしいのでしょうか。

(総務課長)

体育会館、生涯学習センターについては指定管理者導入の形になっておりますし、公民館につきましては、先ほどありましたように、コミュニティセンターとなって市民部に移管したときに別表のほうは削除させていただいております。

(齋藤委員)

大きさのことでちょっとお伺いしたいのですが、35ミリ四方のものを新たに加えるということですが、それは今おっしゃったように、賞状に押すのに21ミリでは小さいため、35ミリと21ミリの2種類を今後は使い分けていくという形になるということでしょうか。

(総務課長)

おっしゃるとおり、普通の書類には21ミリを押し、賞状等については35ミリを基本的には使うことになります。使い分けていくということです。

(齋藤委員)

わかりました。

討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、原案どおり 可決・確定する。

日程第3 議案第18号『横須賀市立横須賀総合高等学校管理運営規則中改正 について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第18号「横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正 について」、ご説明いたします。

本議案は、文部科学省の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に おける児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」の通知に基づき、 横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営規則の改正を行う議案についてお諮 りするものです。

初めに、改定の理由ですが、先ほど申し上げました通知に基づき平成25年4月から高等学校の指導要録が改定されるため、横須賀市立横須賀総合高等学校の指導要録の様式を改めるものです。

2ページをご覧ください。

改正の内容については、次の4点申し上げます。1点目は、左肩の様式番号をこれまでの表裏ではなく、第2面、3面、4面という表記に改めます。これは、高等学校においては、独自の教務管理システムを使用しており、表裏に記載するのではなく別の様式に印字されるためです。

2点目は、年度ごとの記入欄を現行の6年分から4年分といたします。現在、大多数の生徒は3、4年で卒業しているために、現状では2、3年分の記載欄が空欄のままとなっております。記入欄を4年分とし大きくすることで空欄を減らすとともに、入力文字数も増やすことができます。

3点目は、第1面、学籍に関する記録の学校名及び所在地、課程名・学科名欄を左上から中ほどに変更いたします。現行の様式では記入欄が小さくとても見づらかったものを、位置を変更し大きくすることで見やすくすることができます。

3ページをご覧ください。

4点目は、第2面、学籍に関する記録の各教科・科目等の修得単位数の記録の表の中の、教科等の記入欄を縦に2分割いたします。右側には、従来同様に

教科名を記載し、左側には各教科に共通する各教科・科目、主として専門学科において開設される各教科・科目を記載して、普通教科・科目と専門教科・科目をわかりやすくするための改正です。

なお、改正規則の施行日は平成25年4月1日となります。

以上で、議案第18号「横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について」の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(三塚委員)

全日制の課程も、定時制の過程も共通でこの様式を使用するということですね。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。

(三塚委員)

そうしますと、先ほど6つの欄を4つにしたというのであれば、当然、定時制の4修制では、留年すれば5年次、6年次の生徒もいるわけですね。そうしますと、万が一そういう事態になった場合には、またもう一つこの用紙を足して5年次以降の場合対応するのかどうかということをちょっと聞きたいです。

(教育指導課長)

4年次以上までとなった場合は、改ページ機能がございますので、それを用いて新たに5年次以降のものをつけていくという形になります。

(森武委員)

改正理由として4点挙げていただいたと思うのですけれども、1点目から3点目は体裁だったりするのですが、4点目も教科・科目名を増やすということだったと思うのですけれども、一番初めにご説明のあった教育課程の変更に伴うという、そもそもこれを変えるきっかけになった部分というのはどこに反映されているのでしょうか。

(教育指導課長)

今回の部分につきましては、総合科目、総合学科というようなところもあり、 大きく教育課程が変わったということで変更するという部分ではございません で、要録上、様式として変えなければいけないのがその部分ということだけと いうことです。

(森武委員)

ちょっと今のご説明は、理解できなかったのですけれども、具体的には今回 の指導要録の改定によって、どういうことを追加、例えば加筆しないといけな いとか、このことを改定しないといけないからというのがもともときっかけが あったと思うのですけれども、そこは先ほどの説明の1から4の中に入ってい ますか。それとも、それ以外のところで改正されているのでしょうか。

(教育指導課長)

特に高等学校の部分で、今回指導要領が変わったことで、要録の上で変えなければいけないということがなかったということです。

(森武委員)

すみません、何度も重ねての質問で申しわけないのですけれども、そうしますと、6ページに書かれている一番下のところの提案理由の、「指導要録の改善等について」という通知に基づいて改めたということなのですけれども、その基づいた部分というのは結局どこに当たるのでしょうかというのが、私のしたい質問なんですけれども。

(教育指導課長)

申し訳ありません。先ほども申し上げましたけれども、総合学科の部分で改正をしていかなければいけないという、内容的に変えなければいけないというのはございませんでした。ただ、今回、指導要録を改定するという機に合わせて要録を変えていくという手順を踏んだ際に、より現在の要録の様式をわかりやすくしていくというところで改正させていただいたということです。

(齋藤委員)

そうしますと、この6ページの提案理由は、この文言ですとちょっと実情に 合わないということでございますか。

(学校教育部長)

そこの提案理由に書かせていただいたものが、ある意味今回の要録を改定していこうとするきっかけになった。ただ、この通知に基づいた中で、総合学科の部分では改定するものはなかったという中で、所要の条文整備になったというところでございます。きっかけとしてこの部分が、見直しなさいという通知があったので見直したところ、体裁の改正にとどまったというところで、確か

にご指摘のとおり提案理由としては、きっかけとなった通知ではなく、結果として書式の整理という形でお出しするべきだったと思っております。大変申し訳ございません。

(齋藤委員)

例えば、6ページの提案理由は1行目から2行目にかけて、これによる見直しを契機としてとかというふうにすれば実情に少しは近いということでしょうか。「に基づいて」というと、何か変えなきゃいけないから変えますということですけど、これが出たのを契機として見直した結果ということで理解してよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。申し訳ありません。私の説明部分で足りない部分、 それから文章の書き方で、実際の提案の部分というところで文章が的確ではな かったというふうに思います。申し訳ございません。

(三塚委員)

3ページ、4ページにかかわる様式のところで、ここが変わってないところですが、例えば修得単位数の計という部分が書かれておりますけれども、履修と修得というのはまた別なんですね。ですから、履修は終わったのだけど、要するに単位として認定されないという状況があるわけです。卒業単位は74単位以上でいいわけですけれども、ただし文科省のほうは履修をさせなきゃいけないんですよね。必ずしも単位を取らせるということではなくて、履修としなきゃいけないというので、必修的な科目というのもあるのですけれども。そういう部分についてのここに記載するものについて、例えば4ページの部分について、履修は終わったのだけれども、単位は取れないというような科目も当然きちっと記載はされるという形でよろしいのですか。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。

(永妻教育長)

森武委員それから齋藤委員からお話があったこの平成22年度の通知の確認なのですが、この後、議案第19号でろう学校、養護学校の管理運営規則改正が同じような形で提出していますが、小学校・中学校は既にもうこれに基づいた対応はやったということでよろしいか確認させてください。

(教育指導課長)

小学校は23年度から、それから中学校については24年度からということで改 正を進めてきております。

(永妻教育長)

そうですよね。わかりました。

(森武委員)

もう一度確認させていただきたいのですが、先ほど三塚委員の質問にありました3ページ、4ページのところなのですけれども、一番初めのご説明聞き逃してしまったのですけれども、教科等のところが縦に2つ分かれているのは、何をどういうことが書かれるのか、もう少し具体的にご説明いただけますでしょうか。

(教育指導課長)

教科等のところの右側には国語や地理、歴史というような科目名が入るようになり、左側には普通教育に関する各教科科目か、専門教育に関する各教科科目というその2つの文言が入ることになります。

(森武委員)

そうしますと、3ページのところの教科等は縦に2つに分かれていますけれども、これは例えばそのうちの10科目については普通教育に関するかで縦に線を引くと。その中の国語については、また国語 I、II、IIIがあれば3つの線を引くという、随時線を引いていくという理解でいいかと思うのですけれども、そうしますと、例えば4ページのほうの教科等は、左と右に分かれたその右はもう全部1個ずつに分かれちゃっているのですけれども、そこは例えば国語という教科で2科目、3科目取られた場合は、3ページの書式に倣えばそれは縦につながると思うのですけれども、そのあたりというのは具体的には。何か書式が統一されていないような気もするのですが、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

(教育指導課長)

これにつきましては、生徒の取っていく科目、選択をしていく科目というのが自動的に入るような形になり、それがまたこちらにも自動的に入るというような形になっておりまして、整合性がきちっととれるような形で3ページ、4

ページがつながるような形にシステムがなっています。

表記については、先ほど申し上げましたその2分割した左側の普通教科に関するもの、専門教科に関するものというものが、こちらの教科等というところの左側の空欄に大きく分かれるというような形になりますので、それがきちっとつながるような形になっていきます。

国語の中でも、国語総合とか幾つかに分かれていきますよね。ですから、4ページのところの細かい教科等と書いてあるところの部分で、国語というのが幾つか入っていき、その横に国語総合とかそういう言葉が入ってくるというような形になって、つながるようにはなっています。

生徒が取っていくものが同じ国語なら国語、地理、歴史というものが何個入ってくるかというのがわからないというような状況があります。 3ページについてはそれが大きく枠が取れるような形をし、 4ページはそれがもともと細かく1個ずつ分けてしまったという、そういう部分での違いというのが、整合性がとれてないというのはそうかもしれません。それが大きく取っておけばよかったという委員のご指摘と捉えていますが、これまでの部分を生かした形というのを4ページはそのままとってしまったということです。

(森武委員)

そうしますと、結論としては3ページのように普通科目というのは、例えば左に普通教育に関する科目があって右側に国語とあれば、もし国語を2つ取った場合は、4ページの書式においてもそこの国語は2列、2行つながって国語というのが1つ入るのか。それとも、国語、国語と3個入るのか。そこは何かこれだけ見ると合ってないように見えたのですが。

(教育指導課長)

1個ずつ国語、国語と入っていくような形になってしまうということは、4ページの中では起こってしまうと思います。

(三浦委員長)

それを同じ形式にすることは難しいのでしょうか。

(教育指導課長)

システム上できるかどうかというところは検討してみないとできないのではないかと思っておりますけれども、同じ教科ということで作ったほうが整合性としては合うというご指摘をいただきましたので、その点については検討させていただきます。

(三浦委員長)

コンピュータで打ち込むことを考えますと、要するに3ページのほうは縦にすると手書きで書く、4ページはコンピュータそのまま打ち込むにしても、左側はある程度幅がありますよね。そうすると、どのように使うのか。その辺はどのように考えているのでしょうか。手書きではないですよね、両方とも。

(教育指導課長)

システム、パソコンで入力するようになっております。

(森武委員)

恐らく、これはシステムを入力上は多分、教科等の右側の部分に関して、国語とかというのも統一したものを入れていると思うので、3ページのように出すのであれば、3ページ出せるし、4ページのように出すのでしたら4ページ出せると思います。あと、それをこのシステムをつくっている会社であれば会社にどういう仕様書を出しているかの問題なので、3ページができているのであれば、4ページも同じようにすればいいと思うわけです。

今回、それを仕様書として出していないのであれば、仕方ないですけれども、明らかに、3ページと4ページと同じものが違う結果で出てくるというのは何か違和感があるので、今回間に合わないにしても、次回以降で整合性が合うようにしていただいたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(学校教育部長)

申し訳ございません。そのとおりだというふうに思いますので、またシステムの部分について再検討して、できるだけ早い段階で修正を出すということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(齋藤委員)

普通教科に関する科目と専門教科に関する科目というのを、3ページの一番 左側の欄に明記するわけですよね。その回数の合計の場合はその2つの区別は しなくても、合計欄は1つしかマスがないのですが、分けたほうが都合がいい ということはないのですね。つまり普通教科に関する科目は何単位取りました、 専門教科は何単位取りましたというふうにしたほうが、わざわざ3ページの左 にお書きになるのならそうしたほうがいいのかなと思いましたが、合計欄はそ うなっていないので、必要がないということでよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

特に分けるという必要はないです。

(齋藤委員)

わかりました。

討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり 可決・確定する。

日程第4 議案第19号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営規則中 改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第19号「横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営規則中改正について」、ご説明いたします。

ご説明する前に、議案8ページの部分の提案理由についてでございますが、 先ほど横須賀市立横須賀総合高等学校の場合と同じ文言になっておりますので、 その部分のところは変更してご説明させていただきます。

本議案は、文部科学省の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等に おける児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善について」を契機として、横 須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営規則の改正を行う議案についてお諮 りするものでございます。

初めに、改定の理由ですが、先ほど申し上げました文部科学省の「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について」の通知を契機として、平成25年4月から特別支援学校高等部の指導要録が改正されるため、横須賀市立ろう学校高等部の指導要録の様式を改め、その他所要の条文整備を行うため、この規則を改正するものです。

続きまして、改定の内容でありますが、9ページをご覧ください。

第8条第1項中、文末の「とする。」を、「とし、ろう学校高等部生徒については第8号様式とする。」に改め、ろう学校高等部生徒についての指導要録をろう学校独自のより適切な様式として新たに規定します。

それに伴い、同条第2項中第8号様式を第9号様式に、第9号様式を第10号様式に改めます。

また、同条に「3 施行規則第135条第2項において準用する施行規則58条

に規定する卒業証書は第11号様式とする。」の1項を加えます。

次に、準用規定の第9条前段中、「並びに横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則第26条」を削ります。

様式については、第8号様式を第9号様式とし、第7号様式の次に第8号様式、ろう学校高等部生徒についての指導要録を新たに加えます。また、第9号様式を第10号様式とし、同様式の次に第11号様式、卒業証書を加えます。

なお、改正規則の施行日は平成25年4月1日となります。

以上で、議案第19号「横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営規則中改 正について」の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(森武委員)

まず一つ、最初に用語のほうからお伺いしたいのですけれども、追加のところの9ページのところで、「ろう学校高等部生徒については…」ということで追加されるということですけれども、必ず高等部に関しては「ろう学校高等部」という表記がほかの条文にも入っているのですけれども、ここは何かここだけろう学校と入れているのは何か理由があるのでしょうか。

(支援教育課長)

高等部につきましてはろう学校のみということで、養護学校につきましては 高等部がない状況ですので、ここでろう学校高等部とさせていただいておりま す。

(森武委員)

それに関してなんですけれども、幼稚部に関しては両方にあるのでしょうか。

(支援教育課長)

はい、ございます。

(森武委員)

それで、ちょっと先ほどの総合高等学校のほうでもあったのですけれども、 11ページのさっき教科等の縦の線については同じなのでいいのですけれども、 教科等の左側のところは、このろう学校高等部の場合はどういう。普通科にか かわるという部分はご説明があったと思うのですけど、それ以外何か専門科目 みたいなものもあるのでしょうか。

(支援教育課長)

特にろう学校で専門教科というのはございません。ここは県立高校一般の高校ものと同様の様式となっております。そのほかに特別支援学校ということで、自立活動というものが別に設定されています。

それから、申し訳ありません、先ほど養護学校にも幼稚部があると答弁申し上げましたが、幼稚部はございません。申し訳ございません。

(森武委員)

わかりました。質問を先ほどの件に戻させていただいて、今回の改正が別に 悪いわけじゃないのですけれども、以前の規則が多分、高等部のところだけ 「ろう学校高等部」って書いてあって、それだったら、今の高等部はろう学校 しかないから「ろう学校高等部」と明記しているのですよという説明だと、幼 稚部って出てくるところには「ろう学校幼稚部」と書かないと本当はつじつま 合わないと思うのですけれども、それは以前からそうなっているので今回はそ れに合わされただけだと思うのですけれども、そのあたりも何かちょっと見て いると違和感があるのですね。今後、所要の条文整理されるときに、どちらか に合わせていただければいいのかなと。それはそうしていただければと思いま す。

それで、教科のほうなのですけれども、教科等のところで、そうしますと左側に入る項目というのは、具体的には2項目以上あるのでしょうか。普通科にかかわるという以外に何かあるのかというのをちょっと質問させていただきたいのですけれども。

(支援教育課長)

申し訳ございません、その部分のところ私のほうで確認できておりませんので、もう一度きちんと把握をしてご説明いたします。

(森武委員)

質問の趣旨は、ここはろう学校高等部は普通科ということなので、総合高校の先ほどの説明を聞いていると、ここは普通科にかかわるというそれしか入らないのかなと思ったので、そうしますと、果たしてそうであるとすると、そこにその欄をわざわざ設ける必要があるのかも含めてちょっと気になったので、質問させていただきましたので、ご検討いただければと思います。

(永妻教育長)

先ほど来、規則をいろいろ変えていくにあたりまして、今さまざまなご指摘 いただいているように、詰め切れていない部分、あるいは埋もれてしまってい る部分、さまざまご指摘いただきまして、本当に申し訳なく思っております。 先ほど森武委員からも、チェックシステムなりやはりきっちりやっていかない といけないと思いますので、今回はこういう形でご了解していただいておりま すけれども、本来であればやはり修正しなければいけない部分でございますの で、その部分につきまして今回いただいたご指摘を踏まえて対応させていただ きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

採決の結果、議案第19号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第20号『教育長の臨時代理による事務の承認について (平成24年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会 関係議案の提出)』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第20号、平成24年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出にかかわる「教育長の臨時代理による事務の承認について」、ご説明いたします。

本件は本来、教育委員会議案第4号、平成24年度横須賀市一般会計補正予算第5号に一括提案すべき案件でありましたが、繰越明許費設定の遺漏が判明したため、急遽、追加で市議会に議案を提出する必要が生じたため、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定に基づき承認をお願いするものであります。今回、生涯学習課の事務の不手際で追加で議案を提出させていただくことになり、大変ご迷惑をおかけしました。

それでは、続きまして議案の説明をさせていただきます。

第1表、繰越明許費補正で、文化財保護費、夏島貝塚崖地崩落対策事業1件 を追加しようとするものです。

補正予算の内容については、資料に沿ってご説明いたします。説明資料の10ページをお開きください。

初めに、1の補正の理由ですが、夏島貝塚崖地崩落対策工事が年度内に完了 しないため、繰越明許費の決定を行うものです。

次に、2の工事の場所ですが、11ページ上段に地図があります。横須賀市夏島町、国指定史跡夏島貝塚です。工事の箇所は、下段の地図をご覧ください。 史跡の東側部分の住友重機械工業分別場に接した崖地となります。 次に、3の工事の内容ですが、崩落の災害復旧を目的に落石防止網を設置するものです。

最後に、4の工事費ですが、総工費767万6,000円で、財源としては国庫補助金が537万2,000円、市債230万円、一般財源が4,000円です。

なお、歳入については、2月7日の教育委員会定例会及び2月19日の市議会 予算決算常任委員会教育福祉分科会において、平成24年度横須賀市一般会計補 正予算第5号でご審議いただきご議決をいただいております。

以上で補正予算の説明を終わりますが、改めまして、今後このようなことが 起こらぬよう再発防止に努めるとともに、適切な業務執行を徹底してまいりま す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第20号は、「総員挙手」をもって、原案 どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨 時代理による事務について』

(総務課長)

それでは、報告事項(1)「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う 教育長の臨時代理による事務について」、説明いたします。

本年2月の教育委員会定例会、議案第7号から第13号で提出させていただきました要綱等により設置した附属機関に準ずる機関の条例設置化についてですが、条例設置ということについてご承認をいただきまして、現在、市議会定例会に議案として提出しご審議をいただいておるところでございます。そして、この議案の市議会可決後速やかに、附属機関として、教育委員会事務局等の事務分掌規則第22条第2項条例によるものに追加するとともに、併せてその他の条文整理を行うため、教育長の臨時代理による事務により規則改正を行いたく、本日報告をさせていただきます。

それでは、規則改正の内容についてご説明いたします。改正点は3点ございます。初めに、資料の3ページをご覧ください。

こちらは、改正議案の朱書きでございます。教育委員会事務局等事務分掌規 則第7条、教育指導課の部第1号と、同条支援教育課の部第4号中の特別支援 を特別支援教育に改めるものでございます。

2点目でございますが、次に4ページをご覧ください。

下から2行目の第21条第5号、学校及び学級経営の相談に関することを削除し、恐れ入ります、3ページへお戻りいただき、第7条支援教育課の部第6号へ『学校及び学級経営の支援に関すること』を追加します。教育研究所より支援教育課への事務の移管に伴い改正しようとするものでございます。

最後に、第22条(2)「条例によるもの」へ「横須賀市立小中学校適正配置審議会」「横須賀市立高等学校教育改革検討委員会」「横須賀市学力向上推進委員会」「横須賀市教科用図書採択検討委員会」「横須賀市体育功労者選考委員会」「横須賀市美術館運営評価委員会」「横須賀美術館美術品評価委員会」以上7つの附属機関を追加しようとするものでございます。

なお、施行日は平成25年4月1日付でございます。

また、市議会定例会で議決をいただき、教育長の臨時代理による事務の承認を行った後には、次回の教育委員会で改めて承認議案として提出をさせていただきます。以上で、「教育委員会事務局等事務分掌規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

(三塚委員)

教育研究所から支援教育課のほうに移行する「学校及び学級経営の相談に関すること」という部分が、教育研究所から、支援教育課に変わると、文言が相談ではなく支援に変わりますが、その支援の範疇がどういう内容なのかちょっと教えていただきたいのですけれども。

(支援教育課長)

実は、ここ数年ですけれども、学校のほうに保護者対応等のさまざまな事案が起きているということ、それから、児童生徒の問題行動をきっかけに学校運営が難しくなるということも含めて、小学校、中学校の校長先生、教頭先生、管理職の学校運営にかかわる部分でこちらから訪問させていただいて、その学校運営を手助けするということで考えております。

(三塚委員)

つまり、教育研究所で非常勤職員でやられていた方が支援教育課のほうに籍 を置き、その方が学校に入っていくということでよろしいですか。

(支援教育課長)

そのとおりです。

(三塚委員)

そうしますと、実は相談というのは、支援と全く違う要素を持っていると思うのです。私が一番危惧するのは、部長も課長もいらっしゃるのでわかるように、教育研究所から相談がもうこれで最後の相談なのですね。全てもう外部に出てしまっているわけですよ。相談業務は、本来、教育研究所の業務の大きな3本の柱の中に相談業務というのがあったはずです。それはもうないのですよね。最後のとりでだと思うのです、この部分は。

つまり支援教育課から派遣された職員が行って、それでいろいろ話を聞いて助言・指導するという立場であっても、相談というのはなかなかできない状況になってしまうのではないか。そこが非常に現場としては、少し協議をしていくような場面が出てくるのではないかなと思うのです。その辺は支援という言葉で大丈夫なのか、ちょっと聞きたいです。

(支援教育課長)

今、三塚委員がご心配される部分も確かにあると思います。この非常勤職員が計画的に特別に何日間か集中的に学校に入らなければいけないという状況以外の場合には、順次学校のほうに行って、日ごろから校長先生、教頭先生との相談の声を聞きながら対応していくということで、相談機能についても極力残していきたいというふうに考えております。

(三塚委員)

確かに、非常勤の方を有効に現場に入っていただくというのは非常にいいことだと思うのですけれども、ぜひこれをやるためには現場のほうに周知してほしいんですね。周知がなくて、今まであったのがどこ行っちゃったのというふうになってしまうと、非常に混乱を来してしまうわけで、確かにそれでも微妙な相談というのはなかなか難しいわけですね。ですから、その辺の配慮をぜひしていただきたい。予算では、この間の予算審議で、当然こちらに予算をつけて人も配置するとわかっていますけれども、ただその非常勤職員に全てお任せするという状況では、今のこの教育的な困難な課題というのは乗り切れないと思うのですね。ですから、その辺をもう少し指導主事なりで、もう少し勉強しながら現場のそういう解決にぜひ当たってほしいなと思います。ぜひその周知をお願いしたいという希望です。

(学校教育部長)

今、ご指摘いただいたとおり、相談機能を維持しつつさらにもう一歩進めた 形でもって学校のお手伝いができるような形ということで考えております。 今まで相談をいただいたときに、その中身がどちらかというと、今のところ 支援教育課のほうも具体的な中身に入っていくことが多いので、そういったと ころの結びつきも、これからは事案によって、その事案が今こういう状態で進 行しているということも、連絡を密にすることでやりやすくなるだろうという ことも含めて、支援教育課のほうに移しているというところがございます。今、 委員おっしゃられたとおり、その部分についての周知については、学校のほう へきちんとお話をして、今までの相談機能を維持しつつも、場合によっては集 中的に学校のほうの支援に入るということができるような体制ということをき ちんと連絡をさせていただきたいと思います。

(森武委員)

5ページの附属機関追加に伴ったところ、1点お伺いしたいのですけれども、 今回条例による美術館関係の評価委員会が、教育総務部美術館運営課になって いるのですけれども、美術館運営課というのは美術館にあるものだと思ったの ですけど、教育総務部の下にあるという理解でよろしいのでしょうか。

(総務課長)

おっしゃるとおり、事務分掌規則上は美術館の中の組織として美術館運営課を置くというふうになっております。しかしながら、教育総務部長の指揮命令系統の中にありますので、そういった意味で教育総務部というふうに書かせていただいております。

(森武委員)

細かいことで大変申し訳ないのですけれども、組織としては正しい名前がやっぱりあると思います。そのときに、横須賀市の教育委員会の教育総務部美術館運営課というのが組織上正しい名前なのか、横須賀市の美術館の美術館運営課なのかと言ったときに、これ名前が違うと、厳しく規則を解釈すれば全く違う、実体がないものを指していることになってしまうのかなという危惧があったのですけれども、そのあたりは大丈夫なのですか。

(総務課長)

事務分掌規則上で言えば、今委員がおっしゃったとおりの表記になると思いますが、わかりやすさとかそういった観点で、今、教育総務部で見ています。 市の法規で審査を受けていますが、そのあたりもう少しこの表記が適切なのかというのを、再度検討させていただきたいと思います。

(森武委員)

もし教育総務部の下に置くのであれば、これ、場所は学校教育部のスポーツ 課の条項ですよね。横須賀市体育功労者選考委員会の下に書かれているのは、 もしこれ本当にわかりやすく教育総務部だということにするのであれば、教育 総務部のずっとある編成順の中に場所を入れればいい話であって、場所的には 外部教育組織だからということで別のところになっているのだけど、所属担当 課名は教育総務部と書かれると、何かその辺りも非常に違和感があります。

実は、先ほどの標準処理期間のところについても、あれ実は教育総務部の下に博物館のほうを移しているということで、図書館のところへ移しているので、そのあたりが何か時々使われているような気もします。ぜひ、今回統一した認識で全てやっていただければいいと思います。ところによって違う解釈されているような気がしたんでご指摘させていただいたので、ぜひ、今後で構いませんのでご検討お願いします。

(総務課長)

まちまちな表記になっておりますので、今後検討させていただきたいと思います。

報告事項(3)『平作小学校閉校式について』

(教育政策担当課長)

それでは、報告事項(3)の「平作小学校閉校式について」、ご報告いたします。資料をご覧ください。

平作小学校と池上小学校の統合に伴いまして、平作小学校閉校式を行うものですが、両校の統合につきましては、平成22年10月の教育委員会定例会でご議決をいただいております。その後、約2年半、円滑な統合に向けて統合推進連絡協議会を開いてさまざまな取り組みを行ってまいりましたので、本日ご報告させていただきます。

平作小学校は、昭和48年の開校以来多くの卒業生を輩出してまいりましたが、来る3月31日をもって閉校し、4月1日に池上小学校と統合し新たなスタートを切ります。これに伴い、40年間の歴史に幕を閉じることとなる平作小学校の存在と歴史に感謝し、教育委員会主催の閉校式を開催いたします。

日時・場所は、3月25日月曜日、修了式終了後、平作小学校の体育館で行います。出席者は資料に記載のとおりですが、少しでも多くの方々にご出席いただけるよう、広報よこすか、ホームページ等でお知らせをしております。式次第については記載のとおりです。詳細な内容は、本日もリハーサルとして学校

と相談しながら最終的な調整を行っておりますが、皆様の心に残るような式に したいと考えています。

以上で、「平作小学校閉校式について」、ご報告を終わります。よろしくお 願いします。

(質問なし)

報告事項(4)『学習状況調査について』

(教育政策担当課長)

それでは、報告事項(4)「平成25年度全国学力・学習状況調査及び横須賀市学習状況調査について」、ご報告いたします。

資料をご覧ください。

1を省略させていただき、2 全国の調査の概略でございます。 (2) 対象ですが、市立小学校6年生及び中学校3年生で、平成25年度は悉皆調査で行います。 (3) 内容ですが、小中とも国語・算数及び質問紙調査を行います。 調査日は、 (4) に記載のとおり、4月24日(水)を予定しております。 (5) 結果の活用ですが、調査結果をもとに、これまで各学校で実施してきた学力向上の取り組みの成果等を検証し、今後の指導方法の工夫・改善等に生かし、さらなる学力向上の取り組みにつなげたいと考えております。 (6) 結果の情報提供ですが、生徒・保護者に対しましては、個人票により各小問別の問題、個人の結果、全国の平均正答率、それからまた教育委員会から学校を通じまして、児童生徒・保護者に、市のホームページで掲載される内容と同一のものを配付する予定でございます。

2ページをお開きください。

- 3 市の学習状況調査の概略を記載してございます。(1)を省略させていただき、(2)対象は、市立小学校5年生及び中学校2年生で、どちらも平成25年度より悉皆調査で行います。(3)内容は、小学校が4教科、中学校が5教科でございます。(4)日程ですが、平成25年4月18日から26日の期間内で実施をいたします。(5)結果の活用につきましては、国の調査と同様に活用をしてまいりたいと考えています。(6)児童生徒・保護者へは各記載のとおり情報提供を行ってまいります。
- 4 調査結果の公表ですが、平成25年度から説明責任の観点、また学校教育への関心を高めること、家庭での学習習慣の向上などのために公表してまいりたいと考えています。公表の方法・時期、公表内容につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

以上で、「学習状況調査について」、報告を終わります。よろしくお願いします。

(質問なし)

報告事項(5)『平成24年度横須賀市スポーツ栄光章表彰式について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から2月9日(土)に開催しました平成24年度横須賀市スポーツ栄光章表彰式の報告をさせていただきます。

スポーツ栄光章は、市内に在住、在勤、在学の方で、国際大会等に出場し顕著な成績を収めたチーム及び個人を対象に、それぞれの活躍が本市スポーツ活動の発展に寄与し、活気あふれる市民生活の実現や青少年等の意欲の向上につながることの功績を称えるために表彰するものでございます。今年は、1月16日(水)に開催しました選考委員会で選考された団体10チーム、個人70人の方が受章されました。

表彰式は、ヨコスカ・ベイサイド・ポケットにおいて、午前9時30分から 行いました。出席された受章者全員に、市長から表彰状、教育長からメダルを 受けていただきました。

また、ご来賓として市議会副議長、体育協会会長、教育委員、スポーツ推進 審議会委員の皆様、また県議会議員、市議会議員の皆様にご出席いただきました。

さらに、受章者ご本人のほか、チームの関係者、ご家族の方等にも多数お越 しいただき、会場内約 300 名の方々の中で表彰式は1時間ほどで終了いたしま した。

また、表彰式の後に、市体育協会が主体となり特別講演を併せて行いました。 専修大学教授で、ソウルオリンピック・レスリング競技の金メダリストであ ります佐藤満氏を講師にお迎えしました。演題は、「"夢の実現"~ロンドン オリンピックにおけるレスリングの育成・強化について~」と題しまして、ロ ンドンオリンピックで日本代表選手団チームリーダーをお務めになられたご自 身の経験をもとに、貴重なお話しをいただきました。

以上で平成24年度スポーツ栄光章表彰式の報告とさせていただきます。

(質問なし)

報告事項(6)『全国中学校体育大会の結果について』

(スポーツ課長)

全国中学校体育大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。

資料にお示ししましたとおり、1月から2月にかけて、冬季種目の全国中学校体育大会が行われ、本市からは、市立神明中学校2年の鈴木奈渚選手がスキー競技に、市立常葉中学校1年の椎名拳志選手がアイスホッケー競技に、それぞれ出場しました。

鈴木選手は、昨年に引き続き2年連続の出場で、「回転」では県予選会を見事優勝で突破し、全国大会でも神奈川県勢では最高位となる44位となりました。 椎名選手は、1年生ながら神奈川県選抜チームに選出され、全国大会では1回 戦に勝利し、2回戦進出を果たしました。

2選手は、現在2年生、1年生であり、来年度の大会においてもさらなる活躍が期待されます。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(7)『長期休業中に授業日を設定することについて』

(教育指導課長)

「長期休業中に授業日を設定することについて」、平成25年度試行のご報告をいたします。

小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度からの新教育課程実施により授業時数が増加されました。この新教育課程実施に向け、各学校は授業時間数確保のためさまざま工夫してまいりましたが、1週間のスケジュールに窮屈感が起きる状況は否めませんでした。そこで、児童生徒の学校生活におけるゆとりを生み出すこと、教育活動の一層の充実や学力向上を図ることを目指し、長期休業中に授業日を設定し授業時間数の増加を図る試行を実施することといたしました。

お手元にある資料は、本日までに長期休業中に授業日を設定する申請があった学校の一覧です。来年度、検討委員会を立ち上げその効果の検証を進め、平成26年度以降の施策に反映する予定です。

以上で、「長期休業中に授業日を設定することについて」の報告を終わります。

(三塚委員)

小学校は15校で、中学校のほうは全校がこの試行に参加するということなのですが、小学校のほうでなかなかその試行に取り組めないような理由というのは何かあるのでしょうか。

(教育指導課長)

今回、試行するということについてさまざまご説明申し上げている中で、どんなメリットがあるか、あるいはデメリットがあるかというところが、なかなか学校として話し合いの中で捉え切れていなかったということで、職員全体の考え方をまとめるというところが難しかったというようなお話を伺っています。

(三塚委員)

例えば、小学校でも中学校でも、本来サマースクールみたいなものはほとんどの学校でやっているんですね。それとこの試行が重なった場合に、サマースクールをやめてしまうとか、あるいは、試行は試行でやってサマースクールは継続するとかいろいろ対応があるかと思うのですが、その辺はどういう状況かもしわかれば教えてくださいますか。

(教育指導課長)

まだ、最終的にどんなふうにというところまでは把握し切れておりませんけれども、学校によってというようなことになります。サマースクールを進めていた、特に7月の最初の夏休み入りのところですけれども、そこでサマースクールを行っていた学校が、もう子供たちがある程度来るというような状況ができていた。そこを授業日にすると考えている学校もあれば、そこは授業日にするのだけれども、その後にまたさらにサマースクールという期間を設けるというふうに話している学校もありますので、学校の状況によってということになるかと思います。

(三塚委員)

小学校のほうは、5日前後ということで、中学校のほうは全て大体5日で統一されておりますが、これは小学校の場合には給食の課題があるかと思います。これ見ると1日やるように見えるのですが、これは半日なのか、あるいは中学校の場合には全日なのかなど、その辺はわかっているのですか。

(教育指導課長)

小学校については、給食が実施できませんので全て半日ということになって おります。中学校については、8月の27、28日については、3時間というふう にしている学校もあれば、もうそこから5時間、6時間を進めているという学校もございます。

(三塚委員)

試行から来年度検討委員会を立ち上げて検討するというようなお話だったのですが、その試行から、例えばこれをもう実施するのだという方向でこの試行を始めているのか。それとも、いろいろ課題を見つけたのだけれども、やっぱり実施は無理だという判断をするのか。その辺、ちょっと今後の見通しをお聞きしたいです。

(教育指導課長)

その検討を進めていく中で最終的な方向性というのが出てくるというふうに 捉えておりますけれども、現段階の中ではやはり全面実施を進めていくという 方向で考えております。ただ、それが何年からというところも検討しながらと いうことになるかと思います。

(森武委員)

試行ということで、小学校は全校ではないということですけれども、例えば5日間とか6日間とか何か多いような学校もあると思うのですけれども、その場合に、先ほど三塚委員からご質問があった、給食というのは、例えば今は試行ですからないということで半日だと思うのですけど、今後例えばこれはうまくいくのでぜひやりたいと。ただし、そのときも半日しかだめよというのは教育効果が上がらないという、もしそういう判断が出た場合には、給食を設定して午後もやるという可能性もあるのでしょうか。

(教育指導課長)

今回、学校がそれぞれ検討して希望で試行していくということで、全市一斉ということにはなっておりません。その関係もあり、給食を実施するというのは全面実施にはならないので、食数の関係でできるということにはなりませんでした。今後、もし全校一斉にといった場合は、どれだけできるかというところもまだ検討中ですけれども、給食を実施して進めていく方向を考えていきたいというふうに考えております。

(森武委員)

あと、この試行に関しては授業日を設定されているということなので、多分 登校日になると思うのですけど、もし出席できない場合は当然これは欠席にな るという理解でよろしいんでしょうか。

(教育指導課長)

はい、そのとおりです。

(森武委員)

それについて、例えば保護者から何か、休みなのに授業をされて、たまたま何かの事情で出られないときに欠席になるという、そういうことについて何か問い合わせとかというのは、既にどちらかでは始められていたと思うのですけど、なかったのでしょうか。

(教育指導課長)

これまでに2月の末のところで、中学校が申請によって授業日にしていたというところございますけれども、その中で欠席、出席の部分で保護者からの問い合わせとかクレームなどがあったとは聞いておりません。

(三塚委員)

中学校と小学校の現場実態が違うわけですよね。ですから、中学校のように一律に小学校というわけになかなかいかないという、その混乱性もあったと思うのですが、最終的には小学校、中学校がばらばらになるということはあり得ないと思います。

そうしたときに、今の学校のほうでいろいろもめているところでは、前期・ 後期という2学期制を取っているのにもかかわらず、その中休みを学校に行く ということはいかがなものかと。それが2学期制を否定することにならないか と。かなり校長先生の中でも疑問に思っている方がいらっしゃいます。ですか ら、これからの検討の中でも、2学期制をどう捉えているのかという部分も含 めて、あるいは夏休みのあり方とかいろいろあるかと思います。

先ほど、試行に取り組む理由がありましたが、先生たちが納得できる理由が きちんとないと、なかなか小学校のほうは難しい。校長先生も苦慮されている 場面があるのではないかと思うのです。ですから、その辺もぜひ捉え直しをし て進めていただきたいと思います。

(教育指導課長)

そういった2学期制に対してのこれまで進めてきた部分の成果あるいは課題 というところをもう一度捉え直したらいいのではないかというお声もいただい ておりますので、これと一緒に話をしていくのか、それとも別の形で話をして いくのかというところも絡まってくるところでもありますので、どうあったらいいかわかりませんが、2学期制の部分ということもしっかりと検討はしていかなければいけないというふうには捉えております。

(齋藤委員)

先ほどの森武委員のご質問とも関係あるのですが、これは試行ですが、それを受けて検討していくに当たって、保護者の方のご意見というか。例えば、豊島小学校の予定が7日になっていますが、7日も授業日が増えるとかということになると、やはりいろいろな影響が出てくると思うので、保護者の方のご意見というのはやはり検討のときに加えていかれるご予定ですか。

(教育指導課長)

今の段階で、保護者の方のお話を伺えるような方策を何か入れていこうということで、アンケートであるのか、意見を集めていただくための方策を何か考えて、検討のときに保護者からの意見というところを受けながら、それも含めながら検討していきたいというふうには考えております。

(理事者報告)

(学校保健課長)

平成24年度後期の学校給食の放射線量の測定結果と、平成25年度における学校給食の放射線量測定につきまして、報告いたします。

お手元に本日、追加資料としてお配りさせていただきました測定結果をご覧ください。

3月15日に今年度の給食が終了し、今週月曜日、3月18日にホームページを 更新したものです。左側は事前の食材測定結果で、右側が実際に提供しました 給食の測定結果と内部被曝の実効線量になります。食材につきましては、測定 の結果、全て不検出ということでした。提供食につきましても、測定の結果は 全て不検出ということになっております。

次に、平成25年度の学校給食の放射線量測定についてですが、今回までの測定結果から、学校給食の安全は確保されていると考えておりますが、現在でも一部の食材から放射能が検出されていることから、不安感をお持ちの保護者もいらっしゃいます。安心を継続的にお示しすることも必要であると判断し、本年度と同様の方法で測定を継続したいと考えております。

なお、4月になり、新学期早々には、全ての保護者に紙ベースで配付したい、 お知らせしたいというふうに考えております。 以上でございます。

(森武委員)

25年度も続けられるということで、特に提供食の測定に関して、私は、検出はされてないですけれどももうしばらく続けていくことはいいかなと思います。食材のほうは同様にやられるということですけれども、食材については何か選定基準みたいなものっていうのは具体的にはどうされているか、もう少しご説明いただければと思うのですけれども。

(学校保健課長)

食材につきましては、もともと厚労省のほうで指定をしていました17都県がございまして、主に関東以北になりますが、そちらのほうの食材でその翌月に給食で比較的量として多く使うというものを中心に、繰り返しになっているものもございますが、測定をしてきている経過はございます。現時点では来年度も同様に考えておりますが、国のほうが計画の範囲ですとか見直しを少し行っているところもございますので、そちらのほうも情報収集しながら、どういった食材を検査していくかというところは検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

(委員質問なし)

6 閉会及び散会の時刻平成25年3月22日(金) 午前11時08分

横須賀市教育委員会 委員長 三 浦 溥太郎